


国税庁
国税電子申告・納税システム(e-Tax)ご利用案内


**今年からe-Taxで
申告・納税!**

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

所得税、消費税、法人税、贈与税、酒税、印紙税の申告及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書交付請求のほか、各種申請・届出ができます。

(※)平成26年1月1日以後は、法定調書の種類ごとに、前年度の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、ウェブシステム等又はe-Taxによる提出が必須となります。

インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

源泉所得税の毎月納付手続等、特に毎月回数の多い手続に便利です。

e-Taxを利用すると...

所得税の確定申告において、医療費の領収書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができます。

滞付申告は早期処理しています。

納税証明書の交付請求手数料が安価です。

e-Taxの利用可能時間

7月末まで 月曜日～金曜日 8時30分～21時(祝日等を除きます。)
ただし、平成25年5月28日(火)～31日(金)については、8時30分～22時30分まで対応いたします。

8月1日以降 月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※本月の最終日、メンテナンス作業により変更する場合は、随時より発表する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)

▶月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、提出申告書の作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作に関するお問い合わせは、電話による専用窓口(0570-01-5901)に相談してください。お問い合わせの際は、お客様の納税番号をお知らせください。

※5分以内の受付です。1分のご要望の上、おかけはかかります。受付は、午前10時～午後4時です。

イータックス e-Tax を利用するには・・・

STEP1 推奨環境の確認 (平成25年4月現在) 最新の環境構成は、e-Taxホームページでご確認ください。

ご利用のパソコンが推奨環境を満足していない場合、正しく動作しない可能性がありますので、事前にご確認ください。

●Windowsをご利用の方(e-Taxソフト、e-Taxソフト(WEB版)及び確定申告書等作成コーナー)

OS	ブラウザ	PDF閲覧	Java VM
Windows XP、Vista、7、8	Internet Explorer 8.0以降	Adobe Reader 9.0以降	—

●Macintoshをご利用の方(e-Taxソフト(WEB版)及び確定申告書等作成コーナー)※e-Taxソフトをご利用になりません。

OS	ブラウザ	PDF閲覧	Java VM
Mac OS X 10.6	Safari 5.1	Adobe Reader 9.0以降	Java for Mac OS X 10.6

※会社用ソフトをご利用の場合は、会社ソフトの環境構成をご確認ください。

STEP2 電子証明書等の準備

①e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

電子証明書は、市区町村、登記所のほか、民間発行機関等が発行する電子証明書がご利用いただけます(具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください)。

※税理士等が税務書類(データ)を作成し、制作者に代わって送信する場合には、制作者本人の電子署名を必須とすることがあります。

※銀行等の利用者の場合、署名及び電子帳簿データ送信機能の連携のため、電子署名に不要です。

②電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要です。

STEP3 利用者識別番号の取得

e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号は、e-Taxホームページからオンラインで申請することにより発行(通知)されます。

STEP4 電子証明書の登録(初期登録)

ご利用になるe-Taxソフト、e-Taxソフト(WEB版)又は確定申告書等作成コーナーで、電子証明書の登録等を行ってください。

※e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードできます。

※e-Taxソフト(WEB版)又は確定申告書等作成コーナーは、e-Tax(市町村)ホームページからご利用できます。

STEP5 申告等データの作成・送信

申告等データの作成後、画面の指示に従って、登録した電子証明書を用いて電子署名を行い、送信してください。なお、申告等データの送信後、受信通知がメッセージボックスに格納されるので必ず確認してください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。 * www.e-tax.nta.go.jp | イータックス | 検索

※本冊子の一部、制作費助費、パソコンの環境構成、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(QA)等、e-Taxに関する最新の情報は、ホームページにてお知らせしています。

〒100-8501

リサイクル紙(5)

この冊子は、環境にやさしく、リサイクル紙で作られています。

消費税法改正等のお知らせ

平成25年11月
臣 税 庁

1 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税収入の用途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障給付に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% （消費税額の25/100）	1.7% （消費税額の17/63）	2.2% （消費税額の22/78）
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に判断した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（15 税率引上げに伴う経過措置）適用が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる商売の繰返等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記URL）をご覧ください。

U R L <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁可否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当官庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9:00～17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

U R L <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

法人会活動報告

●本部●

理事「税研修会」を開催

7月31日(水)に、本年度より新体制となった理事会において、日田税務署法人課税部門の多喜田統括を講師に「税研修会」を開催しました。



各専門委員会を開催

法人会には、総務・税制税務・広報・共益事業推進・厚生事業推進・公益事業推進の専門委員会が、8月より順次開催されており、それぞれの所管事業について協議を行っています。



南九連「講演会」及び

「熊本国税局と意見交換会」

南九連総会が、9月25日(水)に大分市で開催され、総会記念講演会では、東九州龍谷高等学校の安部校長が「黒田官兵衛」について講演されました。また、古賀熊本国税局長の講話の後、国税局との意見交換が行われました。

社会福祉事業への

寄贈を目的に

「チャリティゴルフ大会」を開催

日田玖珠法人会は、公益事業を更に推進していくため、自治体の社会福祉事業への寄贈を目的として、10月23日(水)に45団体175人の参加のもと、ローレル日田カントリークラブにおいて「チャリティゴルフ大会」を開催しました。

大会終了後、益金につきましては、日田市・玖珠町・九重町に寄贈いたしました。



「平成26年度税制改正に 関する提言」を要望

法人会では、全法連全国大会で決議された「税制改正に関する提言書」を11月15日(金)・22日(金)に衛藤代議士、原田日田市長、赤星日田市議会議長に提出し、実現に向けての要望活動を行いました。



日田支部

「新一年生」へ 「防犯ベル」を贈呈

平成25年度に日田市内の小学校へ入学する「新一年生」586名に、登下校時などでの身の危険や安全を自分自身で守るため、また事故の未然防止のためのライト付「防犯ベル」を寄贈しました。

◇贈呈式 平成25年2月19日(火)

午後1時30分 日田市教育長室
◇配布日 各小学校の新一年生入学式にて贈呈



「税金クイズ大会」を開催

日田支部では、税の啓発を目的として、〇×形式の「税金クイズ大会」を10月6日(日)に健康福祉祭り会場(中央公園)で開催しました。



税・経営・福利厚生 「地区研修会」を開催

この研修会は、日田市内4地区において、法人会員及び一般市民の出席をいただき、開催しております。



◇開催日・対象地区・会場

・11月6日(水)

日田北部11地区 ごうや亭

・11月7日(木)

日田南部6地区 想夫恋

・12月4日(水) ※予定

天瀬地区 旅館本陣

・12月10日(火) ※予定

大山・津江地区 ひびきの郷

◇演題・講師

①「平成25年税制改正など」

日田税務署・多喜田統括調査官

②「改正消費税の対応」

南九州税理士会・小ヶ内税理士

③「福利厚生制度」

大同生命株・齋藤所長

玖珠支部



豊後森機関庫 (国登録有形文化財)

「記念講演会」を開催

玖珠支部では、玖珠町商工会との共催で、豊後森機関庫の国登録有形文化財の指定を記念して、「KUSUおとぎの旅夢紀行」をテーマに記念講演会を開催しました。

◇日時 3月2日(土) 午後1時30分

◇会場 メルサンホール

◇講師 松本零士 氏



「税金クイズ大会」を開催

玖珠支部では、第十一回機関庫まつりにおいて、〇×形式の「税金クイズ大会」を開催しました。

◇日時 10月13日(日) 午前11時50分

◇会場 豊後森機関庫跡地

